医療法人社団 瑞鳳会

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所 ハートフロア 松岡 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団 瑞鳳会(以下「事業者」という。)が開設するハートフロア 松岡(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他 の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正 な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う ことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況 等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第3条 (事業の運営)

指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものと し、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業者は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例(岐阜市条例第13号)に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第5条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ハートフロア 松岡
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市東金宝町二丁目 12-6 5 階

第6条 (利用定員)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

単 独 型

20 名 (従来型個室 20 名)

第7条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管 理 者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される事業所の運営 に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 医 師 1人以上

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

3 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

4 看 護 職 員 2人以上(常勤換算)

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

5 介 護 職 員 6 人以上(常勤換算)

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援 を行う。

6 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

7 栄 養 士 1人以上

栄養士の職務は、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

8 調 理 員 1人以上

献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

第8条 (指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の方針)

事業所は作成された介護予防サービス計画に沿って、介護予防個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者(利用者)にサービスの提供を行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮 して行う。
- 3 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を 旨とし、利用者又はその家族に対し、日常生活上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明する。

第9条 (地域との連携)

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第 10 条 (短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

相当期間(概ね4日)以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した 短期入所生活介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。 作成した短期入所生活介護計画については、遅滞なく利用者に交付する。

- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 短期入所生活介護計画並びに介護予防短期入所生活介護計画については、実施状況の把握を行いその結果を居宅介護支援 事業者あるいは介護予防事業者へ報告するものとする。

第11条 (指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

1) 介護

- ① 事業所は、ご契約者(利用者)が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- ② 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきをするとともに、その病状及び心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- ③ 施設は、利用者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- ④ 施設は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行う。
- ⑤ 施設は、利用者に対し、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

2) 食事

- ① 事業所は、栄養並びにご契約者(利用者)の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- ② 事業所は、ご契約者(利用者)の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- ③ 事業所は、ご契約者(利用者)の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況 に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

3) 機能訓練

事業所は、ご契約者(利用者)の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を 防止するための訓練を行うものとする。

4) 健康管理

医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

5) 相談援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 6) その他のサービスの提供
 - ① 事業所は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション活動を実施するよう努める。
 - ② 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

7) 送迎

利用者の心身の状態、家族の事情などからみて、送迎を行う必要があると認められた場合に実施する。

第 12 条 (利用料等)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、 当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の 額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで、1キロメートルあたり50円を徴収する。
- 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

1) 滞 在 費 従来型個室 2,500 円(20 室)(1 日あたり)※テレビ設置あり

2) 食 費 朝食 450 円、昼食 650 円、夕食 700 円 合計 1,800 円 (1日あたり)

3) お や つ100円/日4) 洗 濯 代330円/回5) 美 容 代実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サー

ビスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する 旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第13条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は、岐阜市、瑞穂市、各務原市、岐南町、笠松町、関市、山県市、羽島市、本巣市の区域とする。

第14条 (非常災害対策)

事業所は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の ための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

第15条 (緊急時等における対応方法)

生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の 急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講 じ、管理者に報告しなければならない。

第16条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

事業所は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 2) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第17条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 18 条 (衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理)

事業所は、利用者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずると ともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ② 当該事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

第19条 (協力医療機関等)

事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2) 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3) 利用者の病状が急変した場合等において、事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院 を要すると認められた入所者の入院を原則といて受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興 感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第 20 条 (秘密保持・個人情報の保護等)

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者の同意を得る。

第 21 条 (苦情処理)

事業所は、その提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

第22条 (ハラスメント対策に関する事項)

事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスにおける適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第23条 (施設の利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従って指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを 受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
 - 2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する
 - 3) 面会は、施設の規程に従う
 - 4) 外出は担当職員に申し出て、必ず『外出届』に記入する
 - 5) 全館禁煙とする
 - 6) 自身の宗教信仰以外及び『営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動』は禁止する

第24条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第25条 (身体拘束の廃止に関する事項)

事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 26 条 (記録の整備)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定短期入所生活介護等について、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を記載する。

- 2 当該事業者は、次の記録を短期入所生活相談員等に担当させ、利用完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 1) 短期入所生活介護計画が作成されている場合の介護計画の記録。
 - 2) 提供した具体的なサービス内容の記録。
 - 3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
 - 4) 利用者が短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
 - 5) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
 - 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

第27条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全 並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

第28条 (勤務体制の確保等)

事業所は利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所の従業者によって指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ②継続研修 年2回以上

第29条 (その他施設の運営についての留意事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。